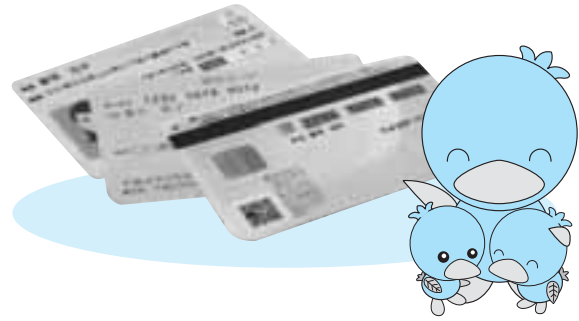


児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請手続きについて

手当を受給するには申請が必要です。申請には戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくはお問い合わせください。



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を

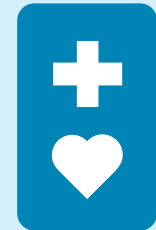
受給資格者は、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」、「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出しなければなりません。

この届は、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、8月1日(木)から8月24日(金)までに現況届の提出をお願いします。（ただし、土・日・祝日を除きます。）

なお、「現況届」の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132



ヘルプマークのストラップを配布しています！

埼玉県ではヘルプマークが広く県民に浸透し、日常生活で使用できるようにヘルプマークのストラップを配布しています。

■配布対象者

援助や配慮を必要とされているかた

■配布場所

美里町役場 住民福祉健康課窓口

■ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用しているかた・内部障害（心臓・肝機能障害など）のあるかた・難病のかた・妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないかたが、援助を得やすくなるように作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けているかたを見かけたら

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなど同じ姿勢を保つことが困難なかたがいます。

ヘルプマークを身に着けているかたを見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難の支援などの配慮をお願いします。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132



◎日 時＝9月15日(土)・16日(日)・17日(月・祝)
午前9時～午後5時

◎場 所＝遺跡の森館ホール

◎参加費＝1,000円（1時間）

◎募集人員＝各日8名

遺跡の森館ホールで、世界最高峰のピアノであるスタインウェイグランドピアノ（モデル：D-274）を思う存分に弾いてみませんか。
気軽にお申し込みください。

◎申込方法＝8月18日(土)、午前8時30分から受付を開始。直接、遺跡の森館窓口へお越しください。先着順で、定員になり次第締め切ります。

問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係 ☎76-3431（コミュニティセンター内）



『児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度』について

8月は「現況届」・「所得状況届」の提出月です！

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父(母)が死亡した子ども
- ③父(母)に一定の障害がある子ども(「父(母)の障害の基準」に該当する子ども)
- ④父(母)の生死が明らかではない子ども
- ⑤父(母)に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父(母)が1年以上拘禁されている子ども

- ⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

支払月額(8月現在)

- ◎児童1人の場合
最大42,500円（所得に応じて決定されます）
- ◎児童2人の場合
1人の場合の月額に、最大10,040円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎児童3人以上の場合
2人の場合の月額に、1人につき最大6,020円を加算（所得に応じて決定されます）

■次の場合は受けられません

【主な点】

- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

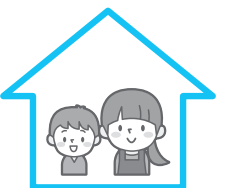
支払月額(8月現在)

- ◎1級のかた 51,700円
- ◎2級のかた 34,430円

■次の場合は受けられません

【主な点】

- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ②子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ③児童福祉施設などに入所しているとき
- ④定める額以上の所得があるとき



申請手続き・現況届の提出については次ページをご覧ください。